

令和3年第3回七戸町議会定例会
会議録（第2号）

令和3年9月7日（火） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 佐々木寿夫君 外3名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長 16番	瀬川 左一君	副議長 15番	盛田 恵津子君
1番	中野 正章君	2番	山本 泰二君
3番	向中野 幸八君	4番	二ツ森 英樹君
5番	小坂 義貞君	6番	澤田 公勇君
7番	呷 清悦君	8番	岡村 茂雄君
9番	附田 俊仁君	10番	佐々木 寿夫君
11番	田嶋 輝雄君	12番	三上 正二君
13番	田島 政義君	14番	白石 洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又 勉君	副町長	高坂 信一君
総務課長	田嶋 邦貴君	支所長	小山 彦逸君
		(兼庶務課長)	
企画調整課長	金見 勝弘君	財政課長	附田 敬吾君
会計管理者	高田 美由紀君	税務課長	町屋 淳一君
(兼会計課長)			
町民課長	原子 保幸君	社会生活課長	佐々木 和博君
健康福祉課長	井上 健君	商工観光課長	附田 良亮君
農林課長	鳥谷部 勉君	建設課長	氣田 雅之君
上下水道課長	仁和 圭昭君	教育長	附田 道大君
学務課長	鳥谷部 慎一郎君	生涯学習課長	田中 健一君

世界遺産対策室長	相馬和徳君	中央公民館長兼 (兼南公民館長・中央図書館長)	高田博範君
農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	三上義也君
代表監査委員	吉川正純君	監査委員事務局長	澤山晶男君
選挙管理委員会委員長	新館文夫君	選挙管理委員会事務局長	原子保幸君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	澤山晶男君	事務局次長	鳥谷部伸一君
------	-------	-------	--------

○会議を傍聴した者（5名）

○会議の経過

一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	佐々木 寿夫君 (一問一答方式)	1. ニツ森貝塚世界遺産登録の今後の課題について	(1) 世界遺産登録の意義について。
			(2) 世界遺産登録によって七戸町にどのような権利と義務が発生するか。
			(3) 今後、新たな発掘はどうなるか。
			(4) 世界遺産登録を町民のものとするため、町は何に取り組むか。
			(5) ニツ森貝塚の素晴らしさを町外にどのように発信していくか。
		2. 小・中学校のいじめ、不登校について	(1) 町内の小・中学校のいじめ、不登校の実態はどうか。
			(2) いじめや不登校に対してどのように対処しているか。
		3. 小・中学校のジェンダー平等教育について	(1) 男女混合名簿を使用する考えはないか。
			(2) 生理用品を無償化し、女子トイレに置く考えはないか。
		4. 庁舎の職場環境について	(1) 本庁舎、支所の2階にエアコンを設置する考えはないか。
2	山本 泰二 君 (一問一答方式)	1. コロナ禍における教育環境について	(1) 新型コロナウイルス禍において、子供達の学力、運動能力、情緒等に変化はあったか。
			(2) 就学困難、差別、いじめ等の訴えはないか。
			(3) 日常的にマスクを着けて学習活動を行うことに困難はないか。
			(4) 教職員、および児童生徒に透明マスクを配布する考えはないか。

		2. ニツ森貝塚の活用について	(1) ニツ森貝塚が世界遺産に登録されたことにより、来町者数に変化があったか。 (2) ニツ森貝塚の活用を町内の事業者に呼びかけてはどうか。 (3) 近隣市町村と連携して、貝塚を中心にした地域おこしを行う考えはないか。
		3. 高齢者の交通安全について	(1) 町民の高齢者の運転免許証の返納状況は。 (2) 高齢者の運転免許証返納者に対する支援を拡充する考えはないか。 (3) 高齢者に対してドライブレコーダー保険加入の補助をする考えはないか。
3	向中野 幸八君 (一問一答方式)	1. 町内の消火栓及び防火水槽設置について	(1) 当町の消火栓と防火水槽は何カ所設置されているか。 (2) 現状の設備、保全管理や、特に冬期間の不具合について懸念はないか。 (3) 消防署との連携はどのような現状にあるか。 (4) 75歳以上の1人暮らしの各家庭に1台の火災報知器を無料で設置する考えは。
		2. 自動体外式除細動器 (AED) について	(1) AEDは町内の公的施設に何カ所設置しているか。 (2) 今まで使用された事例はあるか。 (3) 今後、町としてはAED関連の施策について、どのような対応を考えているか。
		3. 当町の小・中学校における校則について	(1) 人権に関わる不合理な校則などによる不登校の児童・生徒はいないか。 (2) 校則は全国的に見直しの機運が高まっているが、当町の現状は。 (3) 社会の常識、時代の進展に応じた校則の見直しの考えはあるか。

4	町 清悦 君 (一問一答方式)	1. 公共工事 の予定価格に ついて	(1) 公共工事の予定価格の算出方法は。 (2) 予定価格の事前公表による弊害が生じた 場合、速やかに適切な対応を行うようにとの 通知がある。弊害が生じているかどうか の当町の判断基準とその場合の対応につい て。
		2. 町民の雇 用を守る方法 について	(1) 競争のない随意契約の継続が、当該事業 者の競争力と雇用能力を低下させてきたよ うに感じる。町民の雇用を守るためには、 強い経営者の育成・誘致に力を入れるべき ではないかと思うが、町長はどのように考 えているか。 (2) 道の駅しちのへの運営において、町長が 思い描く理想の運営と現在の運営とに ギャップがあるとすればどのような点か。 また、それはどのようにして改善するの か。

○議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがって、令和3年第3回七戸町議会定例会は成立しました。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

これより、9月3日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 一般質問

○議長（瀬川左一君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号、10番佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の発言を許します。

○10番（佐々木寿夫君） おはようございます。

では、一般質問を始めたいと思います。

私は今議会で最初に、二ツ森貝塚世界遺産登録の今後の課題について質問いたします。

皆さんも御存じのとおり、北海道、青森県、岩手県、秋田県は世界自然遺産「知床」や「白神山地」などの美しい自然が今なお色濃く残る緑豊かなところですが、北海道・北東北縄文遺跡群は、この豊かな恵を受けながら1万年以上にわたり採集・漁労・狩猟により定住した縄文時代の人々の生活と精神文化を今に伝える重要な文化遺産です。その価値が認められ世界文化遺産に登録されました。

このことにより、はるか昔の縄文時代の人々の暮らしを現代に伝える遺跡群を保存し、未来へと確実に伝え、地域の人々や全国の人々の誇りとなり、愛される世界遺産となるような取組が課題となると思います。そのために町でできることを考えたいと思います。

第2は、子供が安心して通学でき、子供の人権が守られる学校が今求められています。そこで、いじめ、不登校について質問します。

第3は、ジェンダー平等の社会が進んできており、命と人権を大切にする性教育の推進は、小中学校の早い段階から取り組まなければならない課題で、男女混合名簿、生理用品の無償化について質問します。

第4は、近年の夏の暑さは今までとは全く違ってきています。町でも学校や役場庁舎にエアコンを設置しましたが、役場庁舎の2階には設置されていません。このことについて質問します。

以上で、壇上からの質問とさせていただきます。

では、質問者席から質問を続けたいと思います。

二ツ森貝塚世界遺産登録の今後の課題についてから始めます。

文化遺産は、その保存や活用、未来へ伝承していれば世界遺産登録はする必要がないわけですが、世界遺産登録を求めて17年もの間長期間の運動をし、今回の登録になったわけです。

町民の関心も高く、歴史的遺産の多い七戸町として本当に誇れる、町民から愛される二ツ森貝塚の世界遺産について、確かなものとして位置づける必要があります。

そこで、伺います。

世界遺産登録の意義は何か。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） まずは、おはようございます。

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

世界遺産は、地球の生成と人類の歴史によって生み出されたものを過去から引き継ぎ、未来へと伝えていかなければならない人類共通の遺産であることから、保護・保存することが重要であるということが第一の考えであります。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 人類共通の遺産だということで、未来へ引き継ぐことが第一の意義だということで、世界遺産登録によって、優れた代表的な人類共通の遺産であることが表明されたわけですが、ところで、この世界遺産登録によって、七戸町にどのような権利と義務が発生するのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

権利や義務といった考えについては、世界文化遺産という資産を保有する権利を有していますが、保護・保存が義務であり、この義務を果たすことが町として最大の役割になりますので、義務に重きを置いていることとなります。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 義務のほうが権利よりも大事だということで、保護・保存の義務というのを改めて強調しましたが、保護・保存というのを考えていくと、世界遺産の保護・保存という観点から、今後、新たな発掘というのはどうなるのか。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

保護・保存の観点からは、発掘の調査とはいえ、現状に手を加えることに変わりはないことから、現時点では実施の計画はありません。しかし、今後、県、文化庁と協議し、実施したほうがよいかどうかの判断を仰ぎたいと考えております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 現状に手を加える計画はないと言いますが、二ツ森貝塚の価値を高めるためには、保存するだけではなく、新たな発掘の中で新たな発見というの

が考えられるわけで、それは今後考えていくということですから、それをやっていただきたいと思います。

次に、世界遺産登録は、町民にとって真に誇り得るものですが、町には中世の城跡の遺跡や様々な文化財があるわけです。七戸町の本当に優れた特徴と言ってもよいと思います。

そこで、伺いますが、このような中で、世界遺産登録を町民のものにするには、町でも様々な取組が必要だと思いますが、町は何に取り組むのか。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えします。

二ツ森貝塚遺跡保存協力会や二ツ森貝塚ボランティアガイドの会、貝塚や二ツ森の地域の方々、二ツ森貝塚を応援してくださるの方々には、これまでもたくさんの支援を頂いてまいりました。これら支援団体や地元の方々を中心に、七戸町民が「わが町の宝」を守り伝えていくといった考えが浸透するように、遺跡に関わる祭りや講座などのイベントを官民学一体となって取り組んでまいります。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 支援団体の人たちと一緒に祭りや講座など様々取り組んでいきたいということですから、二ツ森貝塚を本当に町民のものにするために取り組んでいただきたいと思います。

そこで、再質問ですが、小中高の児童・生徒による二ツ森貝塚ボランティアガイドを養成する考えはないですか。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

町では今年、二ツ森貝塚ボランティアガイドの会が発足したことから、まずは高校生世代から一般の方々まで希望者を募り、ボランティアガイドの会へ入会していただければと思っています。その上で、専門的な説明などは行政で、案内・実務などはボランティアガイドの会などの民間でといった形で養成できるよう取り組んでまいります。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 高校生世代からということですから、小中の児童・生徒は含まれないと。高校生世代の生徒以上の年齢で二ツ森貝塚ボランティアガイドを要請するということですから、それはそれで頑張りたいと思います。

次に、二ツ森貝塚のすばらしさというのを町外にどのように発信していくかの問題です。町には二ツ森貝塚館がありますが、さらに二ツ森貝塚のすばらしさを町外に発信して、そしてそれを訴えていきたいということになれば、どういうふうな取組が必要かということで、二ツ森貝塚のすばらしさを町外にどのように発信していくか。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

町のホームページやフェイスブックなど、SNSを活用すれば町内・町外のみならず、世界発信につながることを思いますので、二ツ森貝塚や二ツ森貝塚館の情報を随時発信してまいります。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） ホームページやフェイスブックで発信していくということですから、それをやっていただきたいと思います。

次に、質問事項の二つ目、小中学校のいじめ、不登校についてです。

まず、七戸町の小中学校のいじめ、不登校の実態はどうか。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

町教育委員会では、小中学校のいじめ、不登校の実態について、青森県教育委員会が実施する児童・生徒指導状況調査により毎年報告しております。

いじめに関する認知件数については、令和2年度は小学校28件、中学校10件、計38件となっており、令和元年度の小学校34件、中学校30件、計64件と比較しまして、合計26件の減少となっております。

また、いじめの事案の要因については、小学校、中学校とも「冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」や「仲間はずれ、集団による無視」並びに「ぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」の項目の件数が大部分を占めております。

次に、不登校児童・生徒についてお答えします。

年間30日以上欠席者数で申し上げますと、小学校は令和2年度、元年度共になしとなっております。中学校は令和2年度15人、うち90日以上欠席が5人、令和元年度は11人、うち90日以上欠席が4人となっております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 今の実態を聞くと、いじめ、不登校それぞれ少なからずあるわけで、これはきちんとした対策というのは立てていく必要があると思っています。小学校は不登校はないのですが、中学校は、90日以上欠席が少なからずあるわけで、これらに対する対策は、町の教育委員会でも力を入れていかなければならないと思います。

そこで、伺います。

いじめや不登校、こういうことに対して町ではどのように対処しているか。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

いじめ事案の把握については、学校において、児童・生徒、教職員、保護者を対象としたアンケート調査や児童・生徒の学校生活における満足度などを調査するQ-U検査を実施し、いじめの早期発見や未然防止に努めていますが、いじめ事案が確認された場

合は、学校から教育委員会へ速やかに「いじめに関する報告書」を提出することとしております。

いじめ事案への対応につきましては、教職員がいじめられた側、いじめた側、双方の児童・生徒から経緯や心情の聞き取りを行い、良好な関係に向かうよう指導するとともに、数か月間は経過観察を行っております。

また、事案の内容によっては、児童・生徒の保護者も同席の上、いじめに至った経緯やいじめ解消へ向けた学校での指導方針を説明するとともに、家庭での指導や見守りもお願いしているところです。

次に、不登校生徒の対応については、教職員が毎朝電話により生徒や保護者へ連絡し、学校へ登校できない要因や事情を確認するとともに、少しでも学校へ登校できるよう対応案を示し、不登校生徒の登校を促しております。

また、不登校生徒の登校に向け、教職員による定期的な家庭訪問やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる面談での助言や提言など、生徒個々の実情に応じた対応を行っております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 町の教育委員会でもしっかりした取組が行われているということを感じます。しかし、いじめとか不登校というのは、それだけではなくならないわけで、これからもさらに今取り組んでいる方向で進めていただきたいと思います。

次に、3番目の小中学校のジェンダー平等教育についての質問に移ります。

ジェンダー平等教育を早期に進めたほうがよいと思います。

そこで、一つは、小中学校の出席簿は男子から始まって女子ということになっているわけで、男女別に分けた名簿ではなく、男女混合名簿にしていく必要があるというふうに考えています。全国的に見てもそういう方向に進んできているし、幼稚園などでは初めからそうなっているわけです。そこで、男女混合名簿というのを町で使用する考えはないですか。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

男女平等・男女共同参画の観点から、男女混合名簿を推奨する自治体や実際に男女混合名簿を使用する学校が増えてきております。

中学生のジェンダー意識への影響を調査した研究によると、男女混合名簿は、男女平等に扱っていると捉えられ、生徒がジェンダー平等意識を抱くのに有効であると考察されています。

しかしながら、学校現場においては、男女混合名簿は男女別に行う保健体育の授業や健康診断の際には不便であったり、近年は名前から男女を判断することが困難な場合もあるため、大規模災害時等の緊急時には、男女別名簿のほうが素早く適切に安否確認ができるなどの意見もあります。

現状では、町内全学校において男女別名簿を使用している中で、学校活動において支障を来しているなどの報告はございませんが、各学校の実情において、男女混合名簿の必要性が求められるのであれば、各学校と教育委員会の間で十分検証し、児童・生徒、教職員、保護者の理解の下、導入することも考えてまいります。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 身体測定とか体育の授業のときなど、男女別の名簿があったほうがいいということも、それは十分そのとおりなのですが、それはその名簿だけがあればいいわけで、日常的には男女混合名簿にして、男女の間の格差みたいなものを意識しない、そういうふうな感じのほうがよいと思います。これからの課題で考えていただきたいと思います。

次に、最近、コロナ感染拡大の中で、生活が困窮しているなどで、生理用品を購入できない生理の貧困と言われる状態があったり、あるいは生活の厳しさの中で不衛生な状況がある。あるいは生理の貧困の中で登校できないなど問題も指摘されるようになっていきます。

そこで、生理用品を無償にして、トイレに設置し、安心して子供たちが生理の対処ができるようにするために、生理用品を無償化し、女子トイレに置く考えはないか。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

テレビ、新聞等によりますと、コロナ禍で職を失うなど、不安定な就業事情により経済的に困窮し、生理用品を購入できない世帯も見受けられるなどの報道がございます。

このような社会の動向を受け、今年度は民間事業者から当町小中学校へ生理用品の寄附もあり、小学校では保健室への備付けとし、中学校では女子生徒へ配布したところであります。

当町の学校において、現状では各家庭において生理用品を準備できないなどの訴えはないことを確認しておりますが、児童・生徒が急に必要になった場合に備え、保健室において一定量の生理用品を常時準備しております。

各学校において、トレイの備付けが必要であると判断した場合には、保健室で管理している分をトイレへの備付けとすることも可能であると考えております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 七戸町には、生理用品を購入できないで学校に来ることをためらうような子供はいないということですが、そういうことではなくて、やっぱり子供にはっきりと保証したほうがよいと思うのです。それについては各学校等で考えていくということですから、町でもその辺はさらに考えていただきたいと思っています。

それでは、4番、庁舎の職場環境について伺います。

近年の温暖化の中で、職場環境を整え、仕事の効率を上げ、快適に働くということが大変大事だと思っています。今年、庁舎の1階にエアコンをつけたのですが、すごく快

適なのです。本当に働きやすいし、町民が訪れても快適に様々な仕事ができると。ところが庁舎の2階に上がれば、それとは全く逆で、近年の暑さというのはすごいもので、2階に送風機をつけたり、いろいろなところに扇風機をつけるなど様々な対処をしているのですが、やはりあれではちょっと見苦しいという感じがいたします。七戸支所の2階には入り口に特別な冷風機みたいなものをつけているのです。

私が中学校の教員をやっていたときに、エアコンは学校には必要ないと思っていたのです。暑くなれば夏休みに入ってしまうから。ところが近年のこの暑さというのは、そういうものではなくて、学校にエアコンを入れるというのは絶対必要なことです。役場庁舎の場合でも、今年エアコンを1階に入れて、過ごしやすかった。あれを2階にも入れて、職員が快適に働くことができるというのはすごく大切だと思います。

そこで、伺います。

本庁舎と支所の2階にエアコンを設置する考えはないか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

今年7月に本庁舎と七戸庁舎のロビー、主に来庁者用として、もちろん職員用でもあります。エアコンを設置しました。一気に2階まで、全庁舎でつけられればよかったですけれども、いかんせん、いわゆる予算の関係ということもありました。私が2階へ上がっていくと、「いやー、暑いな」と、非常に高い声で言う職員がいます。

それから、それ以外の施設については、温水プール事務室、運転手の詰所、これは両方です。それから城南児童センターのホールも設置いたしました。

議員おっしゃるとおり、両庁舎2階にはまだ設置しておりません。今年も7月から8月上旬まで非常に暑い日が続きました。来年以降もまた暑くなると思いますので、職場環境の改善を図るためにも、設置に向けて検討してまいりたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 設置に向けて検討して、設置してくださるよう要望して、私の質問は終わります。

○議長（瀬川左一君） これをもって、10番佐々木寿夫君の質問を終わります。

次に、通告第2号、2番山本泰二君は、一問一答方式による一般質問です。

山本泰二君の発言を許します。

○2番（山本泰二君） 質問に先立ち、若干申し添えておきます。

今回、新型コロナウイルスに関して質問させていただきますが、今回作成した質問原稿は数日前のものでして、今日のものとは現状は若干異なるところがありますが、そのまま読ませていただきます。

県内の新型コロナウイルス感染者は止まりません。8月末から9月にかけて新規感染者数が100人を超える日が相次ぎ、高い数値のまま感染が収まっています。9月1日時点での総感染者数は4,489人、9月2日発表の人口10万人当たりの青森県内の感

染者数は、上十三地区を含む4圏域が25人以上のステージ4、2圏域が15人以上のステージ3相当と高い水準にあります。入院療養者数も県全体で病床使用率は50%近辺で推移しており、八戸、西北五地域では50%を超えたステージ4の状況にあります。

全国的にも感染者が増加しており、緊急事態宣言適用都道府県は21に上り、まん延防止等重点措置適応地域は12県に及んでいます。青森県もこの拡大の波の中、いつ緊急事態宣言の対象とされてもおかしくない状況になっています。県内感染者には、10代及び10歳未満の報告もあり、若年者に対する感染防止対策が急務となっています。

この状況を受け、当町でも公共施設での使用制限や学校等における行事の制限、外部との接触機会の削減が求められています。子供たちがこれまで当たり前のように受けることができた様々な教育機会が失われつつあります。学校では、特に部活動の禁止により、中学3年生は、中学生生活最後の大会に出られなくなる可能性が高く、また、1年生も新人戦の中止または延期の措置などが取られています。こういった場合の子供たちが心に受けるダメージは相当大きいと推察され、何らかの形でのケアが必要であると考えます。

こういった教育機会の減少とともに、教育環境の質の変化が子供に与える影響も少ないと思われま。今定例会においては、新型コロナウイルスのまん延が及ぼした教育環境への影響、特にマスク越しでの対人関係が子供たちに与える影響について取り上げま。

今年7月27日に、北海道・北東北の縄文遺跡群が世界遺産として登録されました。先ほど佐々木議員からの質問にもありましたが、当町からも二ツ森貝塚が17遺跡群の一つとして登録され、長年の関係者の努力がようやく形となりました。世界遺産登録への活動をする以前から、二ツ森貝塚の整備、保存活動をしてきた町民の方々、世界遺産登録への活動に努力して下さった関係者の方々、そして世界遺産登録の具体的な手続等で尽力された役場職員の方々には心よりお祝いとねぎらいの言葉を送りたいと思いま。

数ある地方の史跡の一つにすぎなかった二ツ森貝塚は、今後、世界遺産という特別な呼称をもって、日本中あるいは世界から人が訪れるということになります。それほどに、世界遺産であるということは重要なことであると思いま。

世界遺産として認められるということは、二ツ森貝塚が歴史的にも学術的にも価値が高いことを示しています。今後その保全をしていくことは七戸町の責務ではありますが、同時にこの価値を広く発信し、当町の存在をアピールしていくことが求められます。今定例会においては、二ツ森貝塚の活用について取り上げま。

さて、長寿社会の進展とともに高齢者人口が増え、年を取っても様々な活動をしている人も多くなりました。定年後も働き、また、趣味にスポーツにボランティアにと、元気なお年寄りは少なくありません。このこと自体は喜ばしいことであり、いつまでも生

きがいを感じられるような世の中でありたいものであります。しかし一方で、人は年を重ねるにつれ、体力や認知機能、視力が衰えていくと言われてます。

内閣府の発表によると、我が国の高齢者人口（65歳以上の人口）は、令和元年10月1日現在3,589万人、総人口の28.4%に達し、令和7年には、65歳以上人口は3,677万人に達すると見込まれています。

当町のマスタープランによる推計においても、令和7年には65歳以上の人口は19.6%になるとされ、その後もその割合は増加していくと見込まれています。

高齢者の人口比率が増える中、高齢者の活動範囲も広がりつつあります。自ら車を運転することによる移動手段は、その活動を支えていると考えられます。内閣府の発表によると、令和元年の75歳以上及び80歳以上の運転免許保有者数は、平成21年と比較して、75歳以上は約1.8倍、80歳以上は1.9倍となっており、その数は増加を続けています。

高齢の運転者の増加に加えて、高齢の運転者による事故の比率の高さも大きな問題です。内閣府の発表によると、令和元年の10万人当たりの死亡事故件数は、75歳未満では3.1件であるのに対し、75歳以上では6.9件、80歳以上に限ると9.8件と、年齢が上がるにつれ、かなりの割合で高くなっています。この割合は年ごとに小さくなってきていますが、高齢者の事故の割合が高いことには変わりはありません。

近年、車の高性能化が進み、自動車事故全体の件数が減少しているにもかかわらず、時折高齢の運転者による痛ましい事故の報道がされます。これから迎える高齢化社会において、高齢者の車の運転の問題を考えていくことは、社会全体にとって重要なことであると考えます。今定例会においては、高齢者の運転免許の返納について取り上げます。

以後、質問者席において質問を続けます。

まず、最初のコロナ禍における教育環境について質問します。

新型コロナウイルスについては、昨年緊急事態宣言、学校一斉休校などを経て、今年ワクチン接種も順調に行われ、早い時期の収束が見込まれていました。しかし世界的にも感染力の強い新型のデルタ株への感染が拡大し、日本では第5波のさなかにあります。前回の一般質問でも変異株に対する警戒を促していますが、青森県でも感染者数は3桁に到達し、さらなる拡大が心配されています。

町民は常にウイルス感染のリスクを感じながら日々の生活を送っており、かつてのような生活がいつ戻るのか、また、戻ることができるのかという不安を感じています。

新型コロナウイルスの全国的な拡大に伴って、子供たちの学びの環境も大きく変わりました。全国学校一斉休校時には、学校生活の最も重要な場である卒業式も入学式もできず、また、友達と顔を合わせることができない生活が長いこと続きました。運動会や文化祭などの学校行事、修学旅行、部活動や対外試合なども中止、縮小などを余儀なくされました。本来身をもって体験できる様々な活動機会が失われてしまいました。

日常生活においてもマスクの着用は必須で、大きな声での会話の抑制、昼食時の黙食、身体的な触れ合いの抑制、対外講師の機会の制限などが求められています。

このような状況の中ではありますが、児童・生徒たちが伸び伸びと、また、生き生きと成長できるようにできるだけのことを援助していく必要があると思います。

そこで、まず質問です。

新型コロナウイルス禍において、子供たちの学力、運動能力、情緒等に変化があったかということです。

上記のような状況の中、新しい環境での学習や活動で、これまでにない困難もあったと思われる。また、逆に感染対策の面から映像を多用することによって、学習効果が上がったということもあり得ます。学力や運動能力に変化はあったのかお伺いします。

また、学力以外の面、特に情緒に関して変化があったのか、お聞きします。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

昨年からのコロナ禍においては、議員おっしゃるとおり全国一斉の学校休業、入学式や卒業式、修学旅行などの学校行事の中止や延期・縮小、部活動の活動制限など様々な学校活動が影響を受けております。

そのような状況の中、学校では、長期休業中に出勤日を設けたり、ウイルス感染予防対策のため、授業や学校生活を工夫して対応するなど、児童・生徒の学びを確保するため尽力しておりますので、学力や運動能力はコロナ禍以前と比べても大きな変化はないものと考えております。

今後は、国、県並びに中部上北教育委員会が実施する学力・学習状況調査や各学校で行う体力測定や健康診断の結果を基に、どのような変化があったのか検証し、今後の教育活動に活用してまいります。

また、児童・生徒の情緒の変化に関しては、毎月開催される校長会において、児童・生徒の学校内での生活状況を報告いただいておりますが、情緒に関する報告や個別の相談もございませんので、特別な変化はないものと思っております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 恐らく目に見える変化というのは余りないのかなと推測しますが、目に見えない部分での変化もあると思います。その辺りをどうやって拾い上げていくか、今後、大事だと思います。

次に、今回のコロナ禍においては、家庭の生活状況にも様々な影響があったと考えられます。一斉休校時には、家庭で子供の面倒を見なければならなくなったり、食費の増加や企業の業態縮小に伴う雇い止めなどの保護者の金銭的な面での困難もあったと聞いています。

国内的には、医療従事者や介護従事者などの家庭や感染者が多い地域からの移住者などが差別的な言動を寄せられるといったことも報道されています。

このような中で、就学上の困難や差別、いじめなどを受けているという訴えないか、お聞きします。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

コロナ禍で仕事を失うなど、不安定な就業事情により経済的に困窮し、子供の就学が困難になる世帯が増えているなどの報道がされています。

そのような状況を踏まえ、教育委員会では、昨年度の年度途中で、再度、学校を通じて、準要保護児童生徒援助費制度の周知を行い、保護者の失業などによる生活困窮世帯の把握に努めてまいりました。

その結果、コロナ禍を要因とした困窮世帯として1件を認定し、準要保護児童生徒援助費を給付しております。

次に、コロナ禍を要因としたいじめや差別等の訴えについてですが、学校では、いじめや差別に関し十分に指導していることや、コロナ禍を要因としたいじめに関する報告書の提出や電話等による学校からの報告や相談もございませんので、教育委員会では、そのような訴えはないものと思っております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 就学が困難な子供たちはほとんどいないということを理解しました。今後も困難な状況があった場合には援助できるような形を取っていただければと思います。

次の質問です。

ふだんの生活では、表情は言葉以上に大切です。喜怒哀楽は、言葉だけではなく、しぐさや表情で伝わるものです。幼少期においては、表情を介して感情や言葉が育っていくとされています。小中学校の学びの時期では、友人関係にとって感情表現は大切であり、教育の場においても感情をもって物事を伝えることは大切です。子供同士や教師が口元を覆って表情が表に出ないような状況で対話をするということは正常な状態ではないと思います。

また、聴覚障害児への対応や口元の表現が大切な語学、音楽などでは、マスク使用の弊害がないか懸念があります。

日常的なマスク着用による学習活動に困難はないか、お聞きします。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

日常的にマスクを着用しての学校生活では、教職員と生徒、また、児童・生徒同士のコミュニケーションを図る上で、お互いの表情や感情が読み取りにくい、マスクの着用で息苦しい、授業に集中できないなどの弊害があると思います。

学習活動においては、音楽の授業では、飛沫が飛散する楽器演奏や合唱を控えたり、吹奏楽部では、楽器ごとに少人数での練習が主となり、全体練習が制限されるなどの弊

害があると思います。

しかしながら、現状の青森県内のコロナウイルス新規感染者数や学校クラスターの発生状況を考慮しますと、マスクやマウスシールドの着用が一番身近な感染予防策であると考えますので、引き続きマスクやマウスシールドの着用を徹底してまいります。

また、町内には、難聴特別支援学級を有する学校もございますが、授業内容に応じ、マスクやフェイスシールドを使い分け、教員の口元や表情が読み取れるよう工夫し、授業を行っております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） マスクに関するもう一つ質問です。

先ほどの質問のような懸念は国会でも議論されています。このような懸念に鑑みて、教職員及び生徒・児童に透明マスク、これは顔全体を覆うマスクなのですがすけれども、シールドとはちょっと違います。顔全体を覆うようなマスクです。そういうマスクを配布する考えはないか、お聞きします。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

透明マスクについては、今年6月に国会の文教科学委員会において議論されておりますが、文部科学省では、表情が見える利点もある一方で、密閉性が強く、曇ってしまうこともあるなど、現時点では、各教育委員会に対し、一概に透明素材のマスクを推奨できる段階ではない考えを示しました。

しかし、小学校就学前の幼い子供や聴覚に障害のある子供たちには、顔の表情や口の動きがコミュニケーション手段として大きな役割を果たしていることから、文部科学省では、今年7月に聴覚特別支援学校4校と幼稚園14園で、透明マスク着用による指導上の効果に関する検証を行い、検証結果がまとまり次第、広く情報を共有し、学校での指導の充実に活用していくとの考えを示しております。

教育委員会といたしましては、現時点においては、透明マスクの一律配布は考えておりませんが、文部科学省の検証結果を踏まえ、学校からの意見や要望を取りまとめ、検討したいと考えております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 今後のさらなる検討をお願いいたします。

続いて、二ツ森貝塚の活用についてという質問に移ります。

二ツ森貝塚の世界遺産登録は、北海道・北東北の縄文遺跡群の中の構成資産17遺跡の一つとしてはありますが、全国的な話題になっています。これまで七戸町には主立った観光資源は余りなく、観光を目的とした来町者もそれほど多くはないと思われま

す。しかしながら、このたびの世界遺産登録で、七戸町二ツ森貝塚は全国的に知名度が上がりました。これを機会に二ツ森貝塚を活用したまちづくりをしていくべきと考えま

す。

まず、一つ目の質問です。

今回の世界遺産登録は、ニュースや新聞で大きく取り上げられました。構成資産の遺跡数は17あり、その全部を巡ろうと考えている人も少なくありません。また、各遺産を巡る旅行会社の企画もあると聞いています。

そこで、質問です。

登録以来、来町者数に変化があったか、お聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

来町者数については、コロナの感染拡大による往来の自粛等の影響が大きいと感じております。

七戸十和田駅駐車場の利用者数についても、昨年よりは多いものの、例年の5割程度となっておりますので、町全体としても例年よりは減少傾向であると推計いたしております。

その上で、4月から8月までの二ツ森貝塚館の来館者数は約3,800人であり、そのうち町外の来館者は約2,700人でありますから、この部分は、世界遺産登録されたことによる来町者の増加ということになると考えております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 確かにコロナの関係で来訪者そのものが少なくなっている中、この二ツ森貝塚館の人数が増えているということは喜ばしいことであると思います。

次に移ります。

世界遺産登録の発表時、あるいは勧告の発表時以降、二ツ森貝塚を活用する事業について具体的な声が余り聞こえてきません。本来であれば事業者からの食や商品、史跡巡りなどの企画が上がってきてほしいところではありますが、こういったコロナ禍における難しい状況でもあり、検討に至らないということも推察されます。

この際、二ツ森貝塚の事業への活用を町内の事業者に呼びかけてみてはどうかをお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

事業者による二ツ森貝塚の活用、あるいは連携ということでは、縄文クッキーが販売されました。特に、つい先日、最初は余り大きくないものですが、ちょっとグレードが高い、大きいものも販売されたということでもあります。

町では今後、世界遺産対策室を中心に、各課においてもできることを実行に移していくことが重要であると思っております。

事業者についても、商工会を通して活用を促したいと思ひますし、ロゴマークのデータも渡して、会議資料や印刷物など、ささいなことからも広く利用していただけるよ

う周知していきたいと考えております。

なお、二ツ森貝塚ボランティアの会、縄文ボランティアの会、その方々がこれから、いわゆる縄文土器を形成とあって、恐らく焼くまでは一気にいかないと思いますけれども、そういったことを企画して、広く町内外に呼びかけて、そういったものを行うということで、いよいよあそこから縄文土器が誕生するということにもなっております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） ボランティアガイドの会が今、二ツ森貝塚を引っ張る役割にあるのかなという気もします。私もこれに関わっている関係で、今後ますます町としてもバックアップしていただければなと思います。

次に、そういった世界遺産としてありますが、その二ツ森貝塚、これは町の資産ではありますが、同時に地域の資産でもあります。七戸町だけが独占すべきものではなく、近隣地域にその活用を促すことも大切であると思います。このことは、近隣市町村への集客にもつながり、相互に恩恵がもたらされると思います。そのためには、各市町村が個別に対策を起こすのではなく、連携して効果的な企画を考える必要があると思います。近隣市町村と連携して、貝塚を中心とした地域おこしを行う考えはないか、お聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

近隣市町村との連携ということでは、これまでも地域医療や福祉環境の整備・充実、産業・文化・芸術の振興等の多岐にわたる分野において、上十三・十和田湖広域定住自立圏域の10市町村間で連携を図りながら事業を展開してまいりました。

二ツ森貝塚に関連した事業については、現時点では、圏域で連携した取組は行われておりませんが、町内の文化関連資産はもとより、圏域内に存在する文化施設等を周遊するような取組を圏域市町村に提案し、圏域全体の地域振興のための資産として活用できるよう協議してまいりたいと考えております。

また、圏域市町村で発行している広報誌に、お互いのイベント情報を掲載する仕組みを構築しておりますので、二ツ森貝塚に関連する情報やイベント案内を積極的に町外に発信し、町内への誘客に努めてまいります。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 今後、そういう形で近隣市町村と連携していければいいなと思います。

次の質問に移ります。

高齢者による交通事故が後を絶ちません。2020年の車やバイクによる死亡事故2,408件のうち、75歳以上の高齢の運転者による事故は13.8%と高い水準にあります。10万人当たり5.6件、72歳未満の2.7件の約2倍であります。2019年に池袋で発生した事故では、高齢者が運転する車の暴走により2人の命が失われ、これを

機に高齢者の運転に対する何らかの対策の必要性が議論されてきました。その結果、2020年6月の改正道路交通法では、高齢者の実車試験、サポカー限定などの対策が盛り込まれ、2022年の施行を目指しています。

また、自治体や企業により、運転免許返納者に対する様々なサービスも提供されつつあり、高齢者が車を持たなくても生活できるような環境が整えつつあります。七戸町でもコミュニティバスの回数券を交付しています。

しかし一方で、地域によっては、自分で車を運転せざるを得ない環境や農機具の運転も高齢者が行わざるを得ないといった場合もあり、また、返納者へのサービスもバス回数券の交付を1回限りとしているところも多く、車を持たないで済む環境にするためには様々な対策の拡充が必要かと思われまます。

そこで、質問です。高齢者の運転免許証の返納状況はどうなっているか、お聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

高齢者の運転免許証の返納状況ですが、七戸警察署交通課に照会したところ、平成30年度62件、平成31年度76件、令和2年度63件であるとのこととあります。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） この件数が多いのか少ないのか、もう少し調べる必要があると思います。

次の質問です。七戸町の運転免許証返納者へのサービスには、コミュニティバス回数券の交付、これは5,000円相当で1回限りとされています。それとゆうずらんの利用券交付、これも3,000円相当を1回限りというものがあります。

移動手段の変更は、大きな生活の変化となるため、バス回数券の発行回数の増加、タクシー利用の補助、家族や援護者による送迎のガソリン代補助などの支援の拡充をする考えはないか、お聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

当七戸町では、平成26年度から、青森県警本部からの要望を受け、運転免許証返納者に対する支援を行ってまいりました。

今現在、コミュニティバスの乗車券55回分、老人福祉センター入浴券33回分を返納者に提供するとともに、保健センターの地域包括支援センターにおいて、免許返納による日常生活の困り事についての相談を受け付けております。これまで困り事やバス券の不足など、相談は余りございませんでした。

今後も県警と連携しながら、免許返納者に対する支援を周知するとともに、返納者の利便性の確保に努めてまいります。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 利便性を確保することにより返納が増えること、そして事故が減ることを望んでおります。

最後です。現在、自動ブレーキや車線逸脱警報装置などを備えた、いわゆるサポカーが数多く販売されており、経済産業省では高齢者の購入に補助金を出しています。今後、サポート機能は標準化されていくものと思われませんが、現在もサポート機能が装備されていない車も多く存在します。これらの機能は、音声や自動システムで高齢者の運転を助けてくれるものです。

運転をしなければならない高齢者を補助するもう一つの方法として、保険会社の提供するドライブレコーダーがあります。運転の状況を記録し、音声などで注意を促したり、運転の状況に応じたアドバイスをしたり、万が一の事故の場合には運転状況の検証が可能となります。高齢者の運転事故の抑制にもつながるドライブレコーダー保険加入への補助を行う考えはないか、お聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、ドライブレコーダーの導入は、事故時の対応等に非常に有利であると思います。しかしながら、ドライブレコーダー付きの保険に対しての補助金の事例というのはない。また、購入に対する補助をしている自治体の数もほとんどないという状況であります。

今後、社会情勢に併せて、いろいろ情報を取りながら適切に対応してまいりたいと思っております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 今後も増えていくであろう高齢の運転者、そういった人たちによる、私も含めてなのですが、今後高齢になっていくことによって、運転における危険ということがないような社会になるように町としてバックアップをしていただければと思います。

これをもって、私の質問を終わります。

○議長（瀬川左一君） これをもって、2番山本泰二君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時21分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取消し、会議を開きます。

次に、通告第3号、3番向中野幸八君は、一問一答方式による一般質問です。

向中野幸八君の発言を許します。

○3番（向中野幸八君） おはようございます。

早速でございますが、先輩からの確に質問するようと言われましたので、早速質問に入らせていただきます。

令和3年8月末現在、出生児から最高齢108歳までの約1万5,000人が生活している当町において、平成17年の合併から16年を迎え、この間、行政及び各機関等の努力、協力により、町の発展につながってきていると思います。

住みやすさを目標とし、今では潤いのある町、誰もが安心・安全の町として思える状況下にあります。

このような中において、一つ目の質問として、万が一に備えて、火災発生時の消火活動に必要な設備の状況はどうなっているのか、私たち住民と町の建物、財産等、安全を守るために日夜活動する消防団員の消火作業の観点からお伺いします。

二つ目として、もしもの事態に対して、公的な施設に自動体外式除細動器の設置をしており、最近はいろいろな場所で見かけるようになりました。日常的に生活の中において、また、運動、スポーツ等、安心して生活ができる環境の一部となっている状況にあると思いますが、今後どのような対応を図っていくのか、お伺いします。

三つ目として、当町の小中学校における校則はどのような現状にあるのか。健やかな育成、学校教育の充実、子供の育つ安心・安全の環境等が重要と考えられますが、子供たちを取り巻く環境の変化は目まぐるしく、また、現在は新型コロナウイルス感染症等の問題があり、いまだに厳しい状況の中にあります。

また、次に、町挙げての恒例の年1回の夏祭り、秋祭り、また、認定されました二ツ森貝塚登録遺産、そして今回、災害発生時の対応、水曜日、木曜日、土曜日等に行っているコロナワクチン接種会場等、各課の協力で、限られた人数で町民と行政が一体となり、時には活動の役割、重要な場合等においては一線を越えた協力活動も考えられると思いますが、総務課を初めとし、教育委員会、農業委員会などを含め、各担当課がそれぞれ率先し、陣頭指揮を執り、業務遂行に努めることが町の魅力に大きくつながることと認識しております。

6月の第2回定例議会最終日において、二ツ森貝塚資料館周辺において、雑草刈りについてちょっとした意見が出ておりました。お客様を迎えるに当たり、当然準備等が必要で、できる限りの環境整備が必要だと思っております。

世界遺産、縄文の魅力を求め、県内外からも足を運んできている状況にあり、来町者が当分続くものと思っております。町民と行政、そして各機関と連携にての取組が必要であり、おもてなしの心、安全・安心のまちづくりに目を向け、それぞれの施策を持った各課が一丸となることで、どこの自治体も目標としている魅力あるまちづくりにつながると確信しております。

当町は立地条件がよく、景観・自然豊かで特産物が豊富、伝統・文化・歴史、また、新幹線の駅があり、観光の情報発信地でもあり、魅力あふれる町に今以上につなげたいと考慮しております。

以上で、壇上からの質問を終わります。あとは質問者席から行います。

町民の誰もが住み慣れた地域で、安全・安心して暮らしていける町に取り組む視点か

ら、最近、当町において一戸建て、アパートの住宅が増加傾向にあるが、防火対策の設備等も必要とされ、万が一の火災時の消火活動等に支障はないのか、消防団員は消火栓、防火水槽を使用して消火活動に専念すると思うが、そこで、お伺いします。

1 番目の町内の消火栓及び防火水槽の設備についてお伺いします。

(1) 当町の消火栓と防火水槽は何か所設置されているのか、お伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 向中野議員の御質問にお答えいたします。

消火栓は、七戸地区に 1 8 3 基、天間林地区に 2 6 6 基、計 4 4 9 基を設置しております。防火水槽は、七戸地区に 3 4 基、天間林地区に 9 6 基、計 1 3 0 基を設置しております。

○議長（瀬川左一君） 3 番議員。

○3 番（向中野幸八君） この 1 - 1 でお伺いしますけれども、防火水槽、七戸と天間林地区、この水槽の状態は、今現在どうなっているか、お伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

現在、防火水槽の減水が確認されている防火水槽が 4 か所あり、漏水修繕工事に着手しております。今後も減水などが確認された場合は修繕などを行ってまいります。

○議長（瀬川左一君） 3 番議員。

○3 番（向中野幸八君） (2) 現状の設備、保全管理や、特に冬期間の不具合について懸念はないか、お伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

防火水利の保全管理については、中央消防署により点検を実施しております。

また、冬期間の消防水利の管理については、常備消防のほか、町消防団員による除雪等を実施しており、火災の際には迅速な消火活動が展開できているものと認識しております。

○議長（瀬川左一君） 3 番議員。

○3 番（向中野幸八君） 今、除雪、冬期間出ましたけれども、消火栓のかさ上げはできないのか、冬期間、除雪が入ってどうしても埋まってしまう。これをお伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

消火栓のかさ上げについてですが、町内における積雪量など、地理的条件を勘案しながら、中央消防署や町消防団への聞き取り調査を実施するなどしておりますが、今のところ、その必要な箇所というのはないということであります。

○議長（瀬川左一君） 3 番議員。

○3 番（向中野幸八君） 消防署との連携、取組はどのような実態というか、現状にあ

るか、お伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

消防水利の点検時に、不具合が生じたものについては、中央消防署より随時報告を受けて、その都度修繕を行っております。

また、水利が工事等のため使用できなくなった場合など、中央消防署と連絡を取り合い、その状況をお互いに認識し、災害などの有事に備えて修繕などしっかり対応しております。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） 今の3-1ですけれども、最近、住宅が増加傾向に見受けられますけれども、消火栓にもいろいろな基準があると思います。何メーター云々とかということで、基準とバランス、家が建ったりということで、このバランスはどうなっているのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

新興住宅地については、おおむね現在の消火栓設置箇所でカバーできているものと認識しておりますが、中には、消火栓から距離が遠い住宅というのもあります。中央消防署からは、そのような住宅の火災の際には、配備されている水槽付消防自動車による初期消火を行って、火災の初期の消火、延焼を防ぐ。そして、それと平行して、町消防団による水利からの、いわゆる川や池や用水路等、その中継等によって消火活動を切れ目なく展開するという事としております。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） (4)について、個人にて取付け設備の義務化は周知していますが、75歳以上、独り暮らしの各家庭に1機の火災報知器、無料の設置の考えはあるか、お伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町では、社会福祉協議会で実施している高齢者の独り暮らし世帯等を対象に、緊急時通報や火災報知器がセットとなっている「あんしん電話」を設置する福祉安心電話サービス事業を活用することで、高齢者の見守りを併せて強化してまいりたいと思っておりますが、よく聞き取りをしたら、1台当たり6万6,000円するということもあり、予算の関係、希望者があって、なかなかそのとおり設置できない。ただし、これを設置すると、いろいろな部分で連動して非常に便利であるけれども、カバー率がいかに少ない。これが今後の課題であり、一気にできないのであれば、火災報知器でもいいのかなど。その辺は十分検討しながら、できるだけ高齢者に対しての安心対策というか、そういったものを進めてまいりたいと思っております。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） そうしますと、福祉協議会と連携を取るということですね。

町内の消火栓のことで、私、消防のほうに確認したのですけれども、最近発生した、道ノ上の建物火災、4月にあったそうで、消火栓のハンドルを回そうと思ったら破損したと。点検も何十か所とあり、点検したいのだけれども、水道水に赤さびが混じる等のクレームが住民から寄せられたこともあるということで、地区をうまく分けたり防災無線を使ったり、いろいろな手立てがあると思いますが、いかがお考えですか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） おっしゃるとおり、道ノ上の火災時に、そういった事故と。完全に作動しなければならない消火栓がよく作動しないという事例があったということがあります。消火栓をたまに開いて水を出してみる、点検することによって、さびについているもの等のさびを防ぐということもあると思います。当然水の流れが変われば近隣の水道水に、いわゆるさびた水が出るということもあります。これはこれで、ある程度周知して、そして消火栓の点検作業をしなければ、赤さびの苦情が怖いからといって、しないことによって、いざ火災時に全く機能しないということはある得ないというふうに思っておりますので、そこらあたりは、今後、中央消防署なり、そういったものから聞き取りをして、どの程度点検をしているのか、その頻度あるいはまた範囲、それを点検する際に、実際に開いて水を出してみているのかと。そのときに赤さびが心配であるならば、そういうことで、防災無線でもいいし、定期的に周知して、常に万全の作動の状況というのを確保していかなければならないと思っております、こういったことは、お伺いしないと分かりませんでしたので、今後の参考にしたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） よろしく、連携のほうをお願いいたします。

次に、もしものときに備えて、救助・救命活動の一環として、支援する体制づくりの観点から、設置の対応、取組を町で率先し、また、個人、企業等においても、消防署にの協力を得て、万が一に備えて講習を受けています。今後、資格者の増員と、町として安全・安心の面から、どのような考えがあるのか、お伺いします。

2番の自動体外式除細動器についての(1)AEDの町内の公的施設に何か所設置しているか、お伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） AEDは、本庁舎、七戸庁舎及び各小中学校外24か所に設置しております。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） 次に、(2)設置されたが、今まで使用された事例はあるかないか、お伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

七戸町管内のAEDが使用について、これは中央消防署へ確認したところでありますが、平成26年と29年に2件の事例があったということでもあります。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） やはり設置して、使われていると思います。

それでは、(3)今後、町としては、AED関連の施策について、どのような対応を考えているのか、お伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

AEDの設置されていない公共施設については、施設の利用状況等により設置の判断、これは今後してまいりたいと思っております。

また、職員に対し、消防本部で行っている講習会を活用しながら、使い方の習得に努めていただくようにしていきたいと思っております。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） 次に、3の当町の小中学校における校則について伺います。

文科省の調査で、学校の校則が理由で不登校の児童・生徒は5,000人以上あるとの調査結果があります。

一つは、頭髪の問題、ソックスの問題。また、下着の色を規制する、プライバシー等によるものがあり、各学校では、実情に合わせて校則を適切に定めているようです。また、その権限は中学校長にあるとされている。

そこで、お伺いします。

当町の小中学校における校則について。

(1)の人権に関わる不合理な校則などにより、不登校の児童・生徒はいないか、お伺いします。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 向中野議員の御質問にお答えいたします。

学校の校則制定については、法令等の規定は特にございませんが、学校が教育目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲内において定めることとされています。児童・生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあると解されております。

当町の小学校においては、明確な校則は定められておりませんが、学校生活の決まりを児童・生徒や保護者に示しております。中学校においては、校則に準ずるものとして、七戸中学校は「七中生の生活」、天間林中学校は「生徒心得」を定め、その中で生徒会活動に関する規則だけでなく、服装、頭髪、校内外の生活に関する事項について定めています。

教育委員会では、各学校の「決まり」や「校則」に、人権を侵害するような項目はな

いこと、また、校則を要因とする不登校の児童・生徒はいないことを確認しております。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） それでは次、(2)です。このところ新聞等に、結構載っていますが、全国的に見直しの気運が高まっております。当町の現状はどういう状況か、お伺いします。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

テレビや新聞等の報道によりますと、頭髪の地毛証明の提出や下着の色を指定するなど、プライバシーや人権に関わる不合理な校則が問題視され、全国的に校則を見直す機運は高まっております。

当町の学校においては、校則に準ずる学校生活の決まりは毎年見直されており、中学校においては、学校が生徒会の意見を十分に尊重し、双方の協働により校則を定めていますので、生徒や保護者からの理解も十分得られているものと考えております。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） (3)、最後なのですけれども、社会の常識、時代の進展に応じた校則の見直しの考えは、当町において考えがあるか。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、当町の学校における校則の策定については、学校が生徒会の意見を十分に尊重し、双方の協働により校則を定めていることから、常に社会常識の変化、急激な時代の進展に対応した校則に見直され、運用されているものと考えております。

現状では、適正な手順により校則は定められていますので、今後においても学校長の判断により適正に定められるものと思っております。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） 以上で、質問を終わります。

○議長（瀬川左一君） これをもって、3番向中野幸八君の質問を終わります。

次に、通告第4号、7番唸清悦君は、一問一答方式による一般質問です。

唸清悦君の発言を許します。

○7番（唸 清悦君） 今回も最後の質問者になったようです。元気よく、テンポよくいきたいと思います。

これまで随意契約や指定管理者の選定に関して、競争性の導入が必要ではないかと主張してきましたが、6月定例会では、道の駅しちのへの指定管理者は、これまでどおり公募によらない選定でいきたいとの答弁をいただきました。

また、今年4月から中部上北学校給食センターの業務は、公募型プロポーザルで応募

があった5者の中から選定された株式会社ハーベストネクストが行っていますが、その際の町長の答弁から、私が期待していたとおりにはないのではないかと思います、8月11日の中部上北広域事業組合の議会定例会で一般質問を行いました。

経営者が替わっても、26名の従業員のうち21名は南部縦貫株式会社の従業員が継続雇用されているようでしたが、私が最も変わるのではないかと期待していた平日午後や夏休み等の給食を提供しない期間の従業員の働き方ですが、何も変わっていませんでした。

前学校給食センター所長が最も変わると答弁した教育に関しても、同社が4月と7月に行った衛生管理講習会は、保健所の職員が管内の加工業者等に行う衛生管理講習会と何が違うかと尋ねたところ、内容は変わらないとのことでした。

経営内容に特段優れた点は何も見当たらず、南部縦貫株式会社が負けた理由を尋ねたところ、プレゼンテーションで点数に大きく差がついたとのことでした。大差であれば諦めもつきますが、内容に違いがそれほどない状況で、負けた点は非常に悔しいと感じました。日頃から競争に勝って仕事を獲得するという経験を積んでこなかったことによる競争力の低下がこのような結果につながったのではないかと感じました。

オリンピックでは日本の選手が大活躍をしました。どの選手も日頃から厳しい練習を行っており、特に、決勝で戦うと思われるライバルを強く意識し、研究しながら練習していることが分かりました。優勝するために決勝戦で戦う体力を残す戦略を選択したところ、予選で敗退してしまった水泳選手が非常に印象に残っています。結果的に僅差であっても、相手を上回ればよいのであり、強い相手には全力で戦わないと勝てませんが、弱い相手に対しては全力を出す必要はないというのも競争の原理だと感じました。

今定例会では、競争入札による公共工事と、それとは対照的な公募によらない選定について質問したいと思います。

壇上での発言は以上とし、これ以降は質問者席から質問いたします。

質問事項1、公共工事の予定価格について伺っていきます。

(1)の質問です。

入札時のときに使う工事費は、消費税等相当額と一般管理費等と工事原価の合計額ですが、建設業者が工事費を下げて入札に勝つには、工事原価の中の作業員の給料を含む現場管理費や役員報酬や事務員の給料や利益を含む一般管理費等を下げなければなりません。使う材料の量や単価は余り差が生じないと思いますが、人件費や利益については、建設業者それぞれの事情によって差が出やすいと思います。

予定価格を算出する際に、その金額をどのように算出しているか伺います。

また、公共工事では、95%前後の落札率が多いように感じます。

そこで、参考までに、落札した業者が提出した本工事内訳書の中の直接工事費と一般管理費が、町が積算した直接工事費と一般管理費と比較した場合に、それぞれ何%だったのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 町議員の御質問にお答えいたします。

予定価格は、町が作成した設計書の積算金額と同額としております。設計書は、国土交通省土木工事積算基準表及び県の設計単価表などを基に、合理的に施工、監督できるよう、施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し積算しております。

また、直接工事費、一般管理費について、町の見積額と落札業者の見積額を今年度、入札執行した土木工事を参考に比較しますと、95%前後となっております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（町 清悦君） (2)の質問に移ります。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針には、「予定価格については、入札前に公表すると予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること。建設業者の見積り努力を損なわせること。入札談合が容易に行われる可能性があること。低入札価格調査の基準価格または最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないことなどの問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否については十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする」と記載されています。

弊害が生じているかどうかの当町の判断基準と、その場合の対応について伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） かつて予定価格の事前公表がない時代ということで、これが大変な事件にもなりました。こういったことを踏まえて、総合的に判断した結果、町では入札価格の内訳書も提出させているということから、予定価格の事前公表による弊害、こういったものはないものと考えております。

もし弊害が生じたと判断される場合、町独自の判断基準はありませんが、国が示す指針である「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」、こういったものに基づいて対処してまいります。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（町 清悦君） 落札率を調べると、中には99%を超えているものもあつたりしますが、国の通知も、何%が談合の疑いがあるということまで指摘できないように、少ない業者で、必ずしも仕事がない場合は、行政の仕事も取りたいと思って入札するつもりでいても、やはり状況が変われば、例えば利益を出せないと見込んだり、落札した場合、かえって作業員の確保とかが大変になると思えば、辞退する方法以外に、予定価格に近い、高い金額で応札するという、どちらかの手段を取るのではないかと。それでいて、辞退が多ければ、また、競争にならないのではないかとということもあるので、

仮に99%になったからといって、そういったことから、そういったのも出ることもあるというふうに私は解釈しました。

会社の経営が厳しくなると、消費税等の税金を納めることが困難になります。金融機関から融資を受けられれば税金を滞納せずに済みますが、受けられない場合はいよいよ苦しくなります。それでも仕事を回しているうちはよいですが、仕事が切れると一層厳しくなります。短期間であれば、有給休暇の取得等で対応できますが、長期間に及んだ場合、収入がないのにもかかわらず、人件費や家賃等の支払いは発生するため、一気に会社の財務状況を窮地に追い込みます。

建設会社に勤める知人の家族が、次の仕事がまだ決まらず不安に感じているという話が聞こえてきたときは、私も穏やかな気持ちではいられませんでした。多くの日本人は、自分や自分の家族・親族だけではなく、友人や近隣及び地域住民、皆が安心して暮らしていないと幸福な気持ちになれないという幸福感を持っているそうですが、私に限らず多くの町民も同じような気持ちになると思います。

長期総合計画にもある「心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を進めるためにも、仕事が途切れることなく、安心して働ける七戸町を実現する必要があると思います。

そのための方法をいろいろ考えてみましたが、結局は、今のままでも、ある程度ちょうどよいところで需要と供給のバランスが取れるようになっているのではないかと思います。

また、実際に仕事が切れて困っているという声は聞こえてきません。複数の公共工事の中からどれか一つは確実に仕事を確保したいと思えば、利益が減ることを意識しつつも、ほかの業者より安い金額で落札すればできるわけです。そして、もしそれで十分な仕事を確保できたと思えば、ほかの入札は辞退したり、予定価格にかなり近い金額で応札したりして、獲得する仕事の量を調整できると思いました。

今回の一件で思ったことは、社長は次の仕事をどう確保するかを常に考えているのに対して、それが従業員とうまく共有できていない場合は、従業員から不安の声が上がるということです。

次の質問にも関係しますが、建設業界の雇用に関しては、それぞれの会社の社長の経営手腕を信用し、私が従業員の不安の声にすぐ反応して心配するようなことはせず、今後はもう少し推移を見守るようにしたいと思います。

質問事項2の町民の雇用を守る方法について伺っていきます。

(1)の質問です。

6月定例会で、株式会社七戸物産協会の従業員が、3年前に比べ7名少なくなったという答弁を聞いて、それ以降そのことがずっと気になっていました。入社したときは七戸町民であっても、その後に結婚や家庭の事情等で町外に転出する場合もあれば、より自分に合う職場を求めて転職する場合もあると思います。また、定年によって退職した人もいると思います。中には、社内でトラブルを起こしたり、作業が遅かったりミスが

多かったりして解雇される場合もあると思います。そのような理由による退職は仕方がないと思いますが、会社の業績が悪化・低迷したことにより退職させられた従業員がいなかったかどうかは気になります。

また、平成29年度、生産者の出荷停止の問題が発生したときに、その問題に事務局として関与していた職員は七戸町民ではなかったと認識しています。雇用を守るというのは、七戸町民の雇用を守るという意味だと解釈しています。人材確保が容易ではない状況下で、七戸町民だけを100%採用するというのも難しいとは思っていますが、これまでに、採用時や採用後も一度も当町に住所を置いたことがない従業員がどの程度いたかが気になります。

記録がある範囲内で構いません。雇用に関して私が気になっている点について伺います。

また、同者を指定管理者に選定する際に、七戸町民の雇用を守るという観点から、従業員の採用について何か条件をつけてきたのか、あるいは要求してきたのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

6月定例会において、3年前に比べて7名減少したと答弁いたしましたが、これは、いわゆる青森店の閉鎖による現地採用パート従業員がほとんどであり、社内において不適切な勤務状況により解雇されたのは1名というふうに聞いております。

青森店が閉鎖で、大分物産協会も痛い目に遭いました。あるいはまた、公私混同と、この辺も、今考えると、ちょっと強かったという気がいたしております。

また、過去を遡って調査した結果、町民以外の従業員及びパート職員は、過去16年間で12名でありました。

指定管理者の選定における雇用の条件については、業務仕様書の中で、施設の設置目的や地域での役割を考慮し、急な災害時に施設での災害対応が可能なものとしており、このことを遵守し、要望がない場合や臨時的に急な場合を除き、町民を第一優先にして採用していると。今後も継続して、このことは進めていきたいと考えております。

○議長（瀬川左一君） 皆さんにお尋ねします。暫時休憩しますか。

（「続行」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） このまま続けます。

7番議員。

○7番（听 清悦君） 町外から雇用した人が、過去から算出して12名ということで、答弁にもあったように、主に町内から雇用しているという印象を受けました。

再質問になります。長期間に及ぶ競争のない随意契約や公募によらない指定管理者の選定が、雇用を守ることにならないという思いを一層強くしています。

仙台に住んでいて、働きながらグロービス経営大学院で経営を学んでいる知人と時々電話で話をすることがありますが、大手企業の幹部候補生や大きな事業を行っている若

手経営者らと経営を共に学びながらネットワークを構築している様子が伝わってきます。

事業拡大で会社を強くし、それによって社員の雇用を守り、雇用を増やしていると感じました。ライバルとなる会社が事業拡大意欲を持っている中で、現状を維持していればいいという考え方では、いずれ自分の仕事も徐々に奪われていくと感じました。しかし、逆にチャンスを生かしながら業務を拡大することを常に意識していれば、町外からも仕事を確保できるようになると思います。

教育の町七戸のあるべき姿は、子供の教育に力を入れるだけではなく、大人が自らよく学び、その大人の背中を見て子供がよく学ぶ町になるべきではないかと思っています。

町民の雇用を守るためには、強い経営者の育成・誘致に力を入れるべきではないかと思っていますが、町長はどのように考えているか伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町では、3年前から産直施設人材育成セミナーを開催し、産直施設関係者の意識改革に努めており、経営感覚の優れた人材が育つことを期待しております。

また、この中には、経営者を対象にしたトップセミナーも含まれていますので、強い経営者の育成のため、今後も内容を一層充実させていきたいと考えております。

なお、経営者の誘致、ヘッドハンティングについては、これまた一つの方法であるとも考えております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（听 清悦君） 株式会社の経営者が会社の生き残りをかけて経営判断する場合に、銀行やスーパーの統合などのように、株式を通じてほかの会社との連携強化を図る手段を使うことがあります。

道の駅おがわら湖を運営している株式会社おがわら湖の出資団体は、東北町、十和田おいらせ農協、ゆうき青森農協、小川原湖漁業協働組合、上北町商工会、東北町商工会、東北町物産協議会となっております。ゆうき青森農協は、同社に150万円出資していますが、株式会社七戸物産協会には出資していません。

6月定例会では、栽培履歴の管理に関しては、両農協の協力を得たほうがよいのではないかと提案しましたが、自分の会社を強くする目的で株式を通じた関係強化を図るのも有効な手段だと思っています。

そういう手法も現在の経営者が判断すべきことですが、強い経営者を育てる中で、株式を有効に活用して会社を発展させる手法も学べればよいと思っています。

逆に気をつけなければならないこともあります。億単位の事業を始めるため金融機関に融資を申し込んだ際に、紹介した建設会社の社長に株式を51%持たせることを条件に融資を受けた私の知人が、事業を軌道に乗せ、安定した収益を確保できるようになった段階で、取締役会で突然役員解任の動議を出され、実質、経営権を全て奪われた事案

が最近ありました。

日産のカルロス・ゴーン会長の解任劇と半沢直樹のテレビドラマのようなことが身近なところでも起こり得ることを実感しました。株式に関しては、このような気をつけなければならない点も同時に学んでいく必要があると思いました。

いずれにしても、資本提携まではせずとも、連携することでお互いにメリットがあるのであれば、積極的に連携を深めていくべきだと思っています。

それに関係するような内容を次の質問で取り上げたいと思います。

(2)の質問に移ります。

十和田市は、道の駅奥入瀬ろまんパークの奥入瀬麦酒館と味噌館の民営化を進めました。

昨年12月に公募し、今年5月に株式会社ワールド・ワンを優先交渉権者として選定し、今年6月25日に建物等譲渡契約を締結し、7月20日付で両施設の民営化に関する協定を締結しました。

1996年に神戸市に設立した会社で、令和元年6月時点の従業員数は895名、29店舗のうち青森県との連携協定締結店として、青森ねぶた小屋は、三宮本店と秋葉原店の2店舗、青森ねぶたワールドは、三宮本店と新橋店の2店舗。ほかに「あら、りんご」という名称の店舗が1店舗あります。

従業員が生活していただくために働いて収入を得なければならないのと同様で、農業者や加工業者らも生産した農産物や商品を販売して収入を得なければなりません。

雇用を守るため、そして町民の豊かな暮らしを実現することを目的とするならば、販路拡大による売上げの増加を目指すこととなり、十和田市の動きは、その考えに基づいたものであると私は見ていますが、十和田市の動きを町長はどのように見ているのか伺います。

また、道の駅しちのへの指定管理者には、販路拡大による売上げの増加を求めてきたのか、そして今後も、あるいは今後はそれを求めるのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

十和田市は、道の駅奥入瀬ろまんパーク内の麦酒館と味噌館を民営化いたしました。この道の駅は、一般財団法人「十和田湖ふるさと活性化公社」が指定管理者ですが、麦酒館と味噌館は、テナントとして事業者を募集してきたということでもあります。しかし、応募がなかなかないということから、これまで公社が何とか運営をしてきたと聞いております。事業者を募集してきたという経緯から、本来の形になったものと捉えております。

道の駅しちのへの指定管理者に対しては、売上げに対し、特段要請はしておりませんが、しかし、株式会社物産協会ですから、当然営利を追求するということでもありますから、やはり適正な利益も必要であると考えます。

ただ、公共施設であるということの意義、こういったものも念頭に置きながら、本当の商業主義ではなくて、その辺のことをよく頭に置きながら運営していただきたいというふうに考えております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（岨 清悦君） 用意した本題の質問をします。

道の駅しちのへの運営において、町長が思い描く理想の運営と現在の運営とにギャップがあるとすれば、どのような点か。また、それはどのようにして改善するのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） この辺なのですけれども、理想と運営のギャップがあればどういうものかと。ではなくて、私が見ていると、実はこういう問題が感じられるが、町長はどう考えるのか。あるいはまた、もしそれがあつたら、それに向けての解決策というか、そういったものをどう考えているのかという質問であればいいと思うのです。ギャップがあるかないか、ないと言えぱ、これでこれは終わりなのです。ですから、これからはそれをお願いしたいと。

それから、今まで皆さんが総合的な、足りない部分もあるかもしれません。だけれども、そういった総合的な評価によって、国土交通省から重点道の駅に指定されました。これは青森県内にたつた二つしかありません。

それから、防災道の駅、これは全国で39しかないのです。それから、あれだけ立派なトイレ、皆さん、よく話を聞くと、頑張って七戸まで行きましよう。あの快適なトイレを使いながら休憩しましよう。こういう評価を得ております。

ですから、この辺、そんじやそこらにないような道の駅だという誇りを持って、これからは運営に当たつていきたいというふうに思ひます。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（岨 清悦君） 質問の仕方がよくなかつたということで、理想の道の駅については、私がこうなればいいのではないかとということで、これまでどおり具体的に提案して、町長の考えを聞くのがいいなと思ひました。

再々質問になります。

株式会社物産協会を強い会社にするために、町ができることは、やはり競争性の導入だと思ひます。その方針を明確に示すことによつて役員の意識も変わり、内部から変化が起きると私は思つており、時代の変化が激しい中で、十和田市は、これからの時代に乗り遅れないような判断をしたと思ひています。

6月定例会での道の駅しちのへの指定管理者は、これまでどおり公募によらない、選定でいきたいとの町長の答弁が、これでまた3年間は今のままでもやつていけるという誤つた安心感を同社の経営陣に与えるのではないかと、そしてその3年間の間に、さらにライバルとの差が開いていくのではないかと不安を私は抱ひています。

もしその考えが今も変わっていないとしても、同社が公募による選定でも負けないように、これからの3年間様々な対策を講じて、3年後は公募するという考えはないか伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 現在の社長を初め役員の方、あるいはまた従業員の方々、全て問題なく、いいよということではありません。当然今の状況をよく見ながら、改善してもらうべきはもらうと。これは筆頭株主として強く申し上げていかなければならないと思います。

それから、次の指定管理ということの話ですけれども、公募するしないというのは、今の時点では全く白紙であります。今からしないということもありません。あるいはまた、するかもしれないと。今後の実績を注視する必要がありますし、状況によっては、施設の一部を業務委託するという事も考えられる。業務委託するのか、あるいはまた、今の全部の業種、道の駅の中のその辺を抽出して、ちょっと弱いなという部分については、特別強くするとか、あるいはまた、その部分をピックアップして別なほうに委託するとか、そういったものも常に注視しながら、よりよき経営といったものを目指していくということですから、公募するという選択肢、公募しないという選択肢、これは排除しないということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（听 清悦君） 最後の町長の答弁で、弱いところがあれば業務委託などの手法も使って強くしていくという考えと。公募という選択肢も排除しないということで安心しました。

私が一般質問で、株式会社七戸物産協会のことを取り上げると、同社の経営者及び社員に誤ったメッセージが伝わっているのではないかと、やや心配しています。というのは、何か新しいことに取り組んで失敗すると、議会で毎回取り上げられるというプレッシャーをかけることにならなければいいなと思っています。

私は、よくしたいという思いから提案もしたりしているわけですけれども、失敗を恐れて何も挑戦しないよりは、失敗を経験しながらも、一つでも成功を多く、実績を上げていくほうが良いと思っていますので、むしろ、自主事業で積極的に、これから必要だと思われる事業に取り組んでいきたいという私の本当の気持ちを最後に述べて、私の一般質問を終わります。

○議長（瀬川左一君） これをもって、7番听清悦君の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終結します。

○散会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月13日の本会議は、午前10時から再開します。

本席から告知します。
本日は、これで散会します。
お疲れさまです。

散会 午後 0時17分